

○国有財産法第 22 条第 1 項第 3 号及び第 5 号の規定により普通財産を無償貸付けする場合の取扱いについて

（ 財 理 第 3 0 0 6 号 ）  
平成 23 年 6 月 27 日

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

標記のことについて、下記のとおり定めたので、通知する。

なお、昭和 35 年 4 月 30 日付蔵管第 1036 号「国有財産法第 22 条第 1 項第 3 号の規定により公共団体に普通財産を無償貸付けする場合の取扱いについて」通達は廃止する。

#### 記

国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 22 条第 1 項第 3 号及び第 5 号の規定により、緊急避難のための收容、救援物資の集積、仮設住宅の設置等の用に供するため普通財産を無償貸付けする場合は、その用途や被災の状況に応じて原則として 2 年以内の期間を設定するものとする。

ただし、貸付期間満了後、被災の状況等から事情やむを得ないと認められる場合は期間を更新することができるものとする。

なお、これにより難しい場合には理財局長の承認を得るものとする。